

# High School Human Rights

( 高校人権教育通信 第 19 号 ) 平成 29 年 ( 2017 年 ) 2 月 14 日

発行 長野県教育委員会事務局 心の支援課

発行人 原 良通 (心の支援課長)

MAIL kokoro@pref.nagano.lg.jp

## 長野県子どもを性被害から守るための条例が制定されました

長野県はこれまで、他県のような「青少年健全育成条例」を持たず、地域ぐるみの県民運動で子どもたちを守るよう取り組んできました。しかし、インターネットの普及など、社会環境が大きく変わり、今までどおりの対応で良いのかという声が大きくなってきました。

そこで、さまざまな分野の専門家の方や県民の皆さまと検討、議論を重ね、昨年 7 月、子どもを性被害から守ることに特化した条例が制定されました。

この条例は、予防のための教育から、県民運動の活性化や被害者支援まで、全国で初めて子どもたちを性被害から守るということに特化した条例になっています。この条例制定を新しいスタートとして、性被害から子どもたちを守る新たな取り組みが計画されています。

### 予防のための教育が最も重要

性被害から子どもたちを守る取り組みでは、予防のための人権教育あるいは性教育、さらにはインターネットを適正に使用する教育などが重要です。

県教育委員会では、学校外の有識者等との連携により「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を編制し、平成 27 年度から 3 年間、全ての県立高校及び希望する中学校並びに私立高校等へ派遣しています。そこでは、「性被害防止に関する指導・情報モラル教育」を行い、子どもたちの「危険を察知し回避する力」を育成し、インターネットを介した性被害を防止するための指導を行っています。3 年目となる平成 29 年度は、キャラバン隊の派遣に加え、条例に定められた学校の責務の実行に資するよう、きめ細かい指導資料等を各学校に提供する予定です。

また、性教育では、自分を大切にすることと同時に相手を大切にすることが重要です。この両面で生徒だけでなく保護者も含めて学んでいけるよう、教職員向けの性に関する指導の研修機会や指導資料の充実を計画しています。

さらに、県民文化部長次世代サポート課内の長野県青少年育成県民会議では県民運動をさらに活性化していくために、青少年サポーターを募集し、例えば子どもの相談相手や子どもを優しく見守るなど、地域の活動を推進しています。

### 長野県子どもを性被害から守るための条例の概要

子ども(18歳未満の者)を性被害から守ることに特化した全国初の条例

予防のための教育、被害者支援、県民運動の推進、規制により子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進するものです。

平成28年7月7日施行  
(規制項目を除く)

#### 予 防

- 人権教育・性教育の充実
- インターネットの適正な利用の推進
- 相談体制の充実
- 県民運動の推進

#### 被害者支援

- 医療や福祉による支援体制の整備
- 支援を行う者に対する研修
- 長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」(7月27日開設)

#### 規 制 項 目

- 威迫等による性行為等の禁止
  - ・子どもに対する、威迫、欺き、困惑させることなどによる性行為等の禁止  
違反した場合 2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 ※
  - ・子どもに対し、威迫、欺き、困惑させることなどにより、わいせつな行為を行わせることの禁止
  - ・自己の性的好奇心を満たす目的で、子どもに対し、性行為等を見せ、教えることの禁止
- 深夜外出の制限
  - ・保護者の同意等正当な理由がある場合を除き、深夜(午後 11 時～翌日午前 4 時)に子どもを連れ出すことなどの禁止  
違反した場合 30万円以下の罰金 ※
  - ・保護者は、正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを外出させない
  - ・深夜営業者は、深夜に施設内等にいる子どもに対し、帰宅を促す
  - ・県民は、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促す

## 子どもを守る新たな一歩

罰則付きの規制は、他県の「青少年健全育成条例」ではたくさんの項目がありますが、長野県の条例では、威迫等による性行為等の禁止、深夜外出の制限の2点に限定されています。さらに、大人の責任も明記されています。

## 被害者支援も一つの大きな柱

長野県性暴力被害者支援センター、通称「りんどうハートながの」が、県民文化人権・男女共同参画課により、昨年7月に開設され、運営されています。被害を受けた人たちに寄り添いながら支援が行われています。もしもの場合には、右図のように支援が受けられますので、ご承知おきください。

**長野県性暴力被害者支援センター**  
**「りんどうハートながの」**

専門の支援員が、被害にあった方の気持ちに寄り添いながら、一緒になって支援を行ってまいります。

■ ☎026-235-7123(24時間ホットライン)  
■ ✉rindou-heart@pref.nagano.lg.jp  
※メールのお返事には、時間がかかることがあります。

秘密は厳守します。いつでもお電話ください。  
※年齢・性別を問わず、どなたからの相談も受け付けます。  
(家族や友人など本人以外の方も相談できます。)

```

graph TD
    A[被害者など] --> B[「りんどうハートながの」]
    B <--> C[県警察本部などの関係機関]
    B --> D[被害直後の医療支援]
    B --> E[カウンセリング、法律相談、生活支援 など]
    D --> E
    
```

※これらの支援には、支援員が同行しますので、同じことを何度も繰り返し話す必要がありません。  
※警察への届け出とは関係なく支援します。

ある高校の養護教諭の先生のお話です。

出典 広報ながのけん 2016 秋号

「性」とは「性（こころ）」と「生（生命）」で表されるその人そのもの。性暴力はその人そのものを殺してしまう行為であり、決して許されるものではありません。

未成年の性行為による影響は、妊娠出産、性感染症、妊娠中絶による心身のダメージ、心的外傷（トラウマ）や今後の人生設計のくるいなどさまざまなものがあります。その中で性的虐待に遭った子どもの場合、トラウマのきっかけとなった五感で体験したこと、強くゆがんだ愛着（引き寄せられる心性）と結び傾向があります。子どもの生活体験の中に、性的虐待と同じような視覚聴覚臭覚などがあるもの（例えば、父親に受けた性的虐待での場面状況や父親に似ているもの）に引き寄せられ、再び性被害に遭うことがあります。これを『外傷性のきずな（トラウマボンド）』といいます。トラウマボンドは性的なものや暴力と結びつきやすく、その問題行動としては、性描写のある雑誌や動画に異常に反応を示したり、人前で性的表現をしたり、保育や保健体育の授業で解離反応（ぼうっとする、泣き出す、立てなくなるなどの症状）、加害者に会いに行く等の様々なものが出てくることがあるので、これらの症状行動を生徒からのヘルプサインだとして受け止めていく必要があります。

性的虐待を受けた子どもへの支援として大事な事は、二次被害を与えないことです。二次被害とは、性被害を受けたあとに、周囲からの様々な言動によってさらに傷つけられる状態を指します。周囲の性暴力に対する迷信・偏見・間違った思い込みが、被害者である子どもへの無力感や罪悪感・自責感、孤立感を一層強くしてしまいます。

支援にあたる教職員は、①自身の性的価値観に頼らず、押しつけず、子どもの話をよく聴くこと、②専門家の力を借りつつ、こどものニーズを理解していくこと、③学校でできる環境整備をすること、④子ども自身が自分の行動をコントロールできるように助けること、が大切です。

子ども達は紆余曲折しながら成長していく存在です。孤独にすることなく、それぞれの子の「レジリエンス」を信じ、日々の学校生活の中で見守りながら、かかわり続けていきたいものです。

（日本学校保健会「子ども達を児童虐待から守るために－養護教諭のための児童虐待対応マニュアル」より部分引用）

### 【お知らせ】

#### 平成 29 年度 高校人権教育研修・連絡協議会

日時 平成 29 年（2017 年）5 月 22 日（月）（予定）  
会場 長野県総合教育センター 講堂（塩尻市片丘）  
内容 ◆講演会 ・内容 大空小学校の実践から人権・同和問題を考える（仮題）  
・講師 木村泰子さん（元大阪市立大空小学校校長）  
◆ワークショップ など

映画「みんなの学校」の木村元校長先生のご講演です！